

運行管理者一般講習

運行管理者等指導講習は、自動車運送事業で使用する自動車の運行の安全確保のため、の運行管理者等を対象に「運行管理の実務や関係法令、安全の確保に必要な管理手法等」講習を行い、自動車事故の防止に万全を期そうとするものです。

運送事業者において選任されている運行管理者は、定期的に一般講習を受講することが法令により義務付けられています。

1. 実施機関（令和2年4月1日現在）

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (独) 自動車事故対策機構 (NASVA) | |
| 松山市井門町1081-1 | TEL (089) 960-0102 |
| 東予交通 (株) (四国中央自動車学校) | |
| 四国中央市具定町660 | TEL (0896) 24-2128 |
| (株) 西条ドライビングスクール | |
| 西条市石田284 | TEL (0898) 64-3018 |
| (株) 城西自動車学校 | |
| 松山市中央1丁目1-41 | TEL (089) 925-0105 |
| (株) 第一自動車教習所 | |
| 松山市朝生田町4丁目4-32 | TEL (089) 932-1151 |
| (株) 石原自動車教習所 | |
| 松山市空港通4丁目8-12 | TEL (089) 972-1010 |

2. 申込み方法及び講習実施日時

事前予約制です。上記実施機関に直接お申込み及びご確認下さい。

3. 受講対象者

- (1) 前年度に運行管理者等一般講習又は基礎講習のいずれかの講習も受講されていない運行管理者（運行管理者等指導講習手帳で受講の有無を確認して下さい。）
- (2) 新たに選任された運行管理者であって、選任届出をした日の属する年度に、基礎講習又は一般講習のいずれも受講していない方（但し、今まで一度も基礎講習を受講していない当該運行管理者は、一般講習ではなく基礎講習を受講して下さい。）
- (3) 特別講習の受講対象となつた営業所の運行管理者で、その事由（死亡又は重傷者を生じた事故又は道路運送法等の安全確保違反による行政処分）が発生した年度及び翌年度の一般講習の受講が義務となっている方
- (4) その他、受講を希望される方

4. 受講料 3,200円（消費税込）

5. 手数料の補助

県ト協会員事業者の運行管理者、補助者(有資格者、基礎講習修了者)は全額助成となります。但し、NASVA以外で受講された場合は、現地で受講料をお支払い頂き、別途「県ト協へ助成金申請」が必要となります。（助成金申請書は受講した教習所で入手下さい）

6. 助成対象期間

上記実施機関にお問合せ下さい。

（自動車教習所での実施は2月末日迄となっておりますのでご注意ください。）